

## 公立大学法人宮城大学競争入札委員会等規程

平成21年4月1日

規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学競争入札委員会（以下「競争入札委員会」という。）の運営及び入札執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(競争入札委員会)

第2条 競争入札委員会は、事務局入札委員会、普通入札委員会及び特別入札委員会とする。

(事務局入札委員会)

第3条 事務局入札委員会は、予定金額が1件500万円未満までの案件を対象とし、次の各号に掲げる事項の調達を行うものとする。

一 固定資産又は物品（以下「物品」という。）の購入に係る競争入札に参加できる者の資格条件の設定又は指名及び随意契約の見積書を徴する相手方の選定（以下「指名等」という。）並びに調達しようとする物品の機種及び銘柄等の選定（以下「調達物品の選定」という。）

二 工事及び役務の調達に係る指名等

三 普通入札委員会の調達案件に係る指名等及び調達物品の選定の調査検討

2 事務局入札委員会の委員は次の者をもって組織する。

一 事務局長

二 事務局次長

三 事務局各課室長

四 その他事務局長が別に指定する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には事務局長を充て、副委員長には事務局次長をもって充てる。委員長は委員会を主催し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(普通入札委員会)

第4条 普通入札委員会は、予定金額が1件500万円以上5,000万円未満までの案件を対象とし、次の各号に掲げる事項の調達を行うものとする。

一 物品の購入に係る指名等及び調達物品の選定

二 工事及び役務の調達に係る指名等

三 特別入札委員会の調達案件に係る指名等及び調達物品の選定の調査検討

2 普通入札委員会の委員は次の者をもって組織する。

一 財務を担当する理事（以下「財務担当理事」という。）

二 事務局長

三 事務局次長

四 事務局各課室長

五 その他財務担当理事が別に指定する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には財務担当理事を充て、副委員長は事務局長を充てる。委員長は委員会を主催し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は

## 第5編財務会計 競争入札委員会等規程

欠けたときは、その職務を代理する。

(特別入札委員会)

第5条 特別入札委員会は予定金額が、1件5,000万円以上の案件を対象とし、次の各号に掲げる事項の調達を行うものとする。

一 物品の購入に係る指名等並びに調達物品の選定

二 工事及び役務の調達に係る指名等

2 特別入札委員会の委員は次の者をもって組織する。

一 理事長

二 副理事長

三 理事

四 その他理事長が別に指定する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には理事長を充て、副委員長には副理事長を充てる。委員長は、委員会を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 競争入札委員会の会議は、必要な都度委員長が招集する。

2 委員長は、競争入札委員会に関する事務を総理し、会議の議長となる。

3 競争入札委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めたとときは、競争入札委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

5 競争入札委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

6 前三条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であって、契約執行者が適当と認めるときは、入札委員会における審議を省略することができる。

一 競争入札の結果、落札者が不在の場合において、当該入札に引き続き、歳入の原因となる契約にあつては最高価格の入札者から、歳出の原因となる契約にあつては最低価格の入札者から、順次、随意契約の相手方として協議を行うとき。

二 1件の金額が、公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程第30条第1項第9号各号に規定する随意契約ができる限度額以下の物品の調達等を行うとき。

三 災害その他緊急の必要により物品の調達を行う場合において、競争入札委員会を招集するいとまがないとき。

(庶務)

第7条 入札委員会の庶務は、財務課において行う。

(入札の執行)

第8条 固定資産又は物品の購入に係る競争入札並びに工事及び役務の調達に係る競争入札の執行者は、事務局長とする。

(入札執行者の職務代理)

第9条 前条に規定する競争入札の執行者は、財務課長又は入札執行者が指定した者がその職務

## 第5編財務会計 競争入札委員会等規程

を代理することができるものとする。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。